

監査報告書

地方独立行政法人市立大津市民病院

副理事長 若林 直樹 様

私たち監事は、地方独立行政法人法第13条第4項及び第34条第2項に基づき、地方独立行政法人市立大津市民病院（以下「法人という。」）の令和3年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）の業務及び会計について監査を実施しました。

その結果につき、以下のとおり報告いたします。

1 監査の方法の概要

地方独立行政法人市立大津市民病院監事監査規程に基づき、理事会に出席するほか、理事等から業務運営の報告及び関係者等からの説明を受け、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。

会計監査については、関係帳簿書類の確認及び関係者への事情聴取等を行い、財務諸表、事業報告書及び決算報告書について検討を行いました。

2 監査の結果

- (1) 業務の執行は、下記を除き法令等及び中期計画に沿って適正に行われているものと認めます。

記

経営改善に向けての取り組みにあたり法人の経営幹部側が合理的な根拠を示すことなく医師に退職を勧奨した事象及び同退職勧奨にかかるパワーハラスメントの申告に対する検証手続きにおいて不適切な運用がなされた事象がそれぞれ発生しました。私たち監事は、今後再発の防止に向けた法人の取り組みを監査してまいります。

- (2) 貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書及び附属明細書は、法人の財政状態、経営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況を適正に示しているものと認めます。
- (3) 利益の処分に関する書類（案）は、法令に適合しているものと認めます。
- (4) 事業報告書は、法令及び諸規則に従い、業務の実施状況を正しく示しているものと認めます。
- (5) 決算報告書は、予算の区分に従い決算の状況を正しく示しているものと認めます。

令和4年6月21日

地方独立行政法人市立大津市民病院

監事 野嶋 直 ⑩

監事 田中 正志 ⑩